

高千穂中学校建設基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は「高千穂中学校建設基本設計業務委託」に係る契約の相手方となる事業者(以下「委託候補者」という。)の特定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

本プロポーザルは、基本設計業務委託にあたり、多様な視点からの検討を要し、高度な設計技術力と学校建築の経験を有する設計者による柔軟な発想力と想像力等を活用する必要がある、価格のみによる競争では目的を達成できない恐れがあることから、設計者の実績や技術提案等を評価し、委託候補者を選定することを目的とする。

2 設計業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度 高千穂中学校建設事業 高千穂中学校建設基本設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計業務
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 上限委託額 28,391,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事業概要

(1) 敷地の条件

- ① 場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 131-1 他
- ② 敷地面積 約 29,000 m²(小学校敷地約 16,000 m²、中学校敷地約 13,000 m²)
- ③ 用途地域 第一種居住地域
- ④ 建ぺい率 60%、容積率 200%

(2) 施設の条件

- ① 延床面積 約 2,900 m²(校舎約 2,200 m²、体育館約 700 m²)
- ② 構造、階数 設計協議による
- ③ 主な建築物 校舎棟、体育館

(3) 工事参考金額 約 23 億円(消費税及び地方消費税を含む。)

※造成や用地に係るものを含まない概算額です。

(4) 事業スケジュール(予定)

高千穂中学校建設事業の主なスケジュール予定は以下のとおりとする

実施内容	日程
基本設計	令和 8 年 11 月 ～ 令和 9 年 3 月
実施設計(申請関連含む)	令和 9 年 5 月 ～ 令和 10 年 3 月
造成工事	令和 9 年 10 月 ～ 令和 11 年 3 月
建設工事	令和 11 年 6 月 ～ 令和 13 年 1 月
供用開始	令和 13 年 4 月 ～

4 プロポーザルの概要

(1) スケジュール

主なスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	日程
公告	令和 8 年 9 月 4 日 (金)
参加表明の質問受付期限	令和 8 年 9 月 9 日 (水) 午後5時まで
参加表明の質問回答(随時 HP にて公開)	令和 8 年 9 月 11 日 (金)
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 16 日 (水) 午後5時まで
技術提案書提出者の選定通知	令和 8 年 9 月 18 日 (金)
技術提案の質問受付期限	令和 8 年 9 月 29 日 (火) 午後5時まで
技術提案の質問回答(随時 HP にて公開)	令和 8 年 10 月 7 日 (水)
技術提案書の提出期限	令和 8 年 10 月 20 日 (火) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 8 年 10 月 29 日 (木)
委託者の決定通知	令和 8 年 11 月 4 日 (水)

(2) 評価方法の概要

各段階における評価方法の概要は以下のとおりとする。

評価段階	評価方法
一次評価 (参加表明書等様式 1 から様式 5)	参加表明書等に基づき参加者の資格、実績による評価を行い上位 3 者を技術提案者提出者として選定
二次評価 (技術提案資料、プレゼンテーション)	技術提案書及びヒアリング等による評価を行い、委託候補者を選定

(3) 選定委員会

委託候補者の審査評価は、選定委員会にて行う。なお選定委員会は非公表とし、公平・公正な評価を行うため委員名の公表は行わない。

(4) 担当部署

高千穂町教育委員会

高千穂町教育総務課 学校建設係

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三井田 13 番地

TEL 0982-73-1205

FAX 0982-73-1224

E-Mail kyouiku@town-takachiho.jp

5 参加者の資格要件

(1) 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)の必要資格は、参加申込日において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加者は単体企業とする。

- ① 高千穂町一般競争(指名競争)入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登載されていること。
- ② 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限から契約締結の日までに、国、県又は県内市町村の競争入札において、指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 高千穂町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 16 号)第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者でないこと。
- ⑥ 本プロポーザル参加申込書の提出日現在、九州地区に本店、支店又は営業所等を有すること。
- ⑦ 管理技術者、各主任技術者(総合、構造、電気設備、機械設備)として配置できること。
- ⑧ 平成 28 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が発注した学校(小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校又は高等学校)の延床面積が 2,500 m²以上の新築又は改築の基本設計(以下「同種実績」という。)が完了した実績を有していること。

(2) 配置技術者の資格要件等

- ① 配置技術者として、管理技術者並びに総合、構造、電気設備及び機械設備(以下「担当業務」という。)技術者を計 5 名配置し、直接かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。ただし、配置技術者の兼務は認めない。
- ② 管理技術者及び総合主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- ③ 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ④ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有すること。

6 関係資料の配布

(1) 関係資料

- ① 本プロポーザル実施要領
- ② 提出書類様式一覧
- ③ 現況図
- ④ 高千穂中学校建築設計業務委託特記仕様書
- ⑤ 高千穂中学校建設基本計画

(2) 配布方法

本町ホームページよりダウンロードすること。なお、6 の(1)関係資料に掲げる資料以外の資料については、業務着手時に本設計業務の委託事業者に提供する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

提出書類は以下のとおりとする

	提出資料等	提出部数
様式 1	参加表明書	1 部
様式 2～様式 5	建築士事務所の概要書など	各 1 部

(2) 参加表明書の質問及び回答

参加表明書の質問は、次の方法により質問書を提出すること。

- ① 提出様式 様式 8
- ② 提出期限 令和 8 年 9 月 9 日(水) 午後 5 時 必着
- ③ 提出方法 4 の(4)担当部署へ電子メールにて提出のこと。
※メールの表題の先頭に【プロポ質問】を付すこと。
- ④ 回答方法 質問及び回答は町ホームページに掲載し、個別には行わない。
- ⑤ 回 答 日 令和 8 年 9 月 11 日(金)までに回答

(3) 参加表明書の提出方法

- ① 提出期限 令和 8 年 9 月 16 日(水) 午後 5 時 必着
- ② 提 出 先 4 の(4)担当部署へ提出
- ③ 提出方法 持参又は郵送(提出期間内に必着)

(4) 提出資料の記載上の留意事項

- ① 参加表明書(様式 1)に押印の上、提出すること。
- ② 建築士事務所の概要書(様式 2)の「2.技術員・有資格者の数」の欄において、複数の分野を担当する者については最も専門とする分野を、複数の資格を有する者についてはいずれかの資格を有するものとして記入すること。
- ③ 建築士事務所の同種・類似実績(様式 3)について
ア 同種実績は、5 の(1)の⑧による。なお、類似実績とは、国又は地方公共団体が発注による延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設の新築又は改築又は増築の基本設計が完了した実績とする。
イ 同種・類似実績は、同種実績を優先して記入するものとし、4 件まで記載する。
ウ 各業務についての記載方法は以下による。
 - ・発注者の欄には契約の相手方を記載すること。
 - ・受注形態の欄には、単独、JV の別を記入すること。
 - ・構造・規模の欄には、[構造種別―地上階数/地下階数、延床面積] を記入すること。
(例：RC-3/1、4,000 ㎡)

- ④ 管理技術者の業務経歴等(様式 4)及び主任技術者の業務経歴等(様式 5)については、本業務を担当する管理技術者及び各主任技術者に関する記載とし、その内容は以下による。

ア 技術者の同種実績及び類似実績は、7 の(4)の③のアに規定と同様とする。

イ 技術者の同種・類似実績は、同種実績を優先して記入するものとし、3 件まで記載する。

ウ 担当業務の欄には、携わった立場(管理技術者、主任技術者、担当技術者)を記入すること。

(5) 一次評価の評価基準

参加表明書の評価基準は次の評価表による。

項目	評価事項	配点
建築士事務所 (様式 2 及び 3)	技術者数、有資格者数、業務実績等	25 点
配置技術者 (様式 4 及び 5)	配置技術者の業務実績、経験	75 点
合 計		100 点

(6) 一次評価(選定)結果の通知

- ① 一次項目の評価点をもとに、上位 3 者を技術提案書提出者として選定する。なお、選定されなかった者に対しては「非選定通知書」によりその旨を通知する。
- ② 評価結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

8 技術提案書の提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出書類については、次のとおりとする。

	提出資料	提出部数
様式 6	技術提案書	1 部
様式 7	各項目別提案書 (A3 版、横使い、各項目 1 枚以内の計 3 枚)	10 部
	見積書(参考) 書式任意 評価の対象外	1 部

(2) 技術提案書の質問及び回答

技術提案書の質問は、次の方法により質問書を提出すること。

- ① 提出様式 様式 8
- ② 提出期限 令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後 5 時 必着
- ③ 提出方法 4 の(4)担当部署へ電子メールにて提出のこと。
※メールの表題の先頭に【プロポ質問】を付すこと。
- ④ 回答方法 質問及び回答は町ホームページに掲載し、個別には行わない。
- ⑤ 回答日 令和 8 年 10 月 7 日(水)までに回答

(3) 提出方法

- ① 提出締切り 令和8年10月20日(火) 午後5時 必着
- ② 提出先 4の(4)担当部署へ提出
- ③ 提出方法 持参又は郵送(提出期間内に必着)

(4) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- ① 次の項目に関する技術提案について、分かりやすく具体的な提案を求めるものとする。提案にあたっては「高千穂中学校建設基本計画書」に留意して作成すること。また、本業務においては、創意工夫に富んだ提案を期待する。

項目	課題の内容	配点
業務の実施方針	実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について提案すること。	50 点
地域社会に開かれた学校施設計画についての提案	地域連携及び周辺施設との連携・機能分担を踏まえた学校整備に向けた配置計画等について提案すること。 ・ 小学校及び周辺施設との連携・機能分担 ・ 学校施設の有効活用 ・ 将来を見据えた施設配置計画 ・ 効率的かつ効果的な施設整備	75 点
将来の教育環境の変化に対応した学校施設計画についての提案	将来の教育環境の変化、児童生徒数の推移、多様な学習形態等に柔軟に対応できる学校施設計画について提案すること。 ・ 将来の教育環境の変化への対応 ・ 児童生徒数の変動への対応 ・ 多様な学習形態への対応 ・ 教育活動の柔軟性及び発展性	75 点

(5) 提案書作成上の注意事項

- ① 技術提案書(様式 7)は、課題内容を A3 版、各 1 枚にまとめること。
- ② 提案は文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ③ 参加者を特定することができる内容の記述(社名、マーク等)は記載しないこと。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、説明は提出した技術提案書のみを使用し、資料の追加は認めない。提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする。プレゼンテーション等の実施概要は次のとおりとする。

項目	実施内容
実施予定日	令和 8 年 10 月 29 日(木)
実施場所	高千穂町役場 会議室
出席者	5 名以内(管理技術者、総合主任技術者の出席は必須とする)
実施方法	説明 30 分以内 質疑応答 20 分 計 50 分

10 二次評価の評価基準

技術提案書及びプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、取組姿勢、業務の理解度、的確性、創造性、実現性等を評価する。

11 委託候補者の特定

- ① 選定委員会委員が評価基準に基づき提案内容の評価し、二次評価の各委員の採点の合計得点が最も高い参加者を委託候補者として特定するとともに、次点者を 1 者選定する。
- ② 参加者の二次評価点が同一となった場合には、一次評価点が高い参加者を委託候補者とする。
- ③ 参加者が 1 者の場合であっても、委員会による参加表明書等及び技術提案書の評価を行い、二次審査の評価点が配点の 60%以上満たしていると認められた場合に、その参加者を委託候補者として特定する。

12 無効及び失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加表明書又は技術提案書が、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 提出書類に許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングの指定時間までに来場しなかった場合
- ⑤ この要領に定める手続き以外の手法により、委員会委員及び事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- ⑥ その他要領に違反すると認められた場合

13 委託候補者の特定結果の通知・公表

特定結果は作業終了後、技術提案書を提出した参加者に書面で通知するとともに、特定結果を本町ホームページに公表する。特定結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

14 その他

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- ③ 提出された書類は、プロポーザル業務において必要な範囲で複製する場合がある。
- ④ 技術提案書等の作成のために事務局から受領した資料を了承なく公表、使用してはならない。
- ⑤ 参加表明書、技術提案書の作成及び提出、ヒアリングの出席等、本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、提出資料に記載した配置技術者を原則として変更することはできない。ただし、病気、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を町から得るものとする。

本プロポーザルは最適な設計者を特定する目的で実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に拘束されるものではなく、受注者と高千穂町との協議により決定するものとする。